

対象でん粉原料用いも生産者 要件審査申請の手引き

対象生産者の要件

B-1	① 認定農業者・認定新規就農者
-----	-----------------

上記に加え、次の項目も要件となります。

- でん粉製造事業者との「でん粉原料用かんしょ売渡契約」に基づき生産していること
- 「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」により、自ら点検を行っていること

1. 要件審査申請を行うために必要な提出書類（＊）

- 対象でん粉原料用いも生産者要件審査申請書兼補正届出書
（別紙様式第2号（B1））・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- でん粉原料用かんしょ売渡契約書（参考様式第1号）・・・・・・・・・・ 2
- 農業経営改善計画認定書（参考1-1）の写し、青年等就農計画認定書
（参考1-2）、認定農業者証明書（参考1-3）、認定新規就農者証明書
（参考1-4）のいずれか（注）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

☑：（注）の書類については、すでに提出した書類の内容に変更がない場合、又は変更の内容が軽微な場合は提出を省略することができます。

〔事務手続きを委任する場合は、以下のいずれか一方の方法により委任状を提出〕

- 対象でん粉原料用いも生産者要件審査申請書兼補正届出書を提出する
際に、同様式内にある委任状欄を記載
- 対象でん粉原料用いも生産者要件審査申請及びでん粉原料用いも交付
金の交付申請に係る委任状（参考様式第2-1号）、
でん粉原料用いも交付金の交付申請に係る委任状（参考様式第2-2号）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

2. 保管することが必要となる書類

- 環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る
点検シート（別紙様式第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

* 複数の代理人に委任する場合でも、要件審査申請を委任する代理人（1者のみ）に対して、申請書類を提出してください。

対象でん粉原料用いも生産者要件審査申請書兼補正届出書 記入例

対象要件区分: B-1①用

黒のボールペンでご記入ください

提出期間は5月1日～7月31日までとなります。

過去に申請したことがない者は、審査申請後、申請者にコードをお知らせしますので、初年度は記入する必要はありません。

別紙様式第2号 (B1) 令和 年産対象でん粉原料用いも生産者要件審査申請書兼補正届出書

申請年月日 令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

代理申請者使用欄

対象生産者コード (以前に通知がされている場合)

1. 申請者名 (個人の場合、フリガナは姓名の間に1文字空けること)

フリガナ ノウチク タロウ

氏名 農畜 太郎

2. 代表者名 (組織・法人による申請の場合に記入)

フリガナ

氏名

3. 住所等 (組織・法人による申請の場合、主たる事業所の住所等を記入)

生年月日 大正・昭和・平成 08 年 10 月 1 日 性別 男 女

〒 123-4567 Tel (012) 345-6789 Fax (012) 345-6780

住所 〇〇県△△市□□1-2-3

4. 共同利用組織名 (B-3による申請の場合に記入)

フリガナ

名称

5. 免税・課税事業者の登録

免税事業者
 課税事業者
 【変更】 月 日から
 免税事業者
 課税事業者

6. 振込口座情報 (代理人による交付申請及び受領の場合は記入不要)

金融機関名	支店	金融機関コード	支店コード	口座番号	口座名義 (申請者口座名義に限る)
					カナ 漢字

7. 対象要件区分

B-1 ① 認定農業者・認定新規農業者

B-2 ② 特定農業法人・特定農業団体

B-3 ③ 特定農業団体と同様の要件を満たす組織

B-4 ④ 収穫面積の合計が0.5ha以上である生産者(法人を含む)

B-5 ⑤ 収穫面積の合計が3.5ha以上である共同利用組織

B-6 ⑥ 基幹作業面積の合計が3.5ha以上である共同利用組織の構成員

B-7 ⑦ 認定農業者・認定新規農業者へ基幹作業を委託した者

B-8 ⑧ 特定農業法人・特定農業団体へ基幹作業を委託した者

B-9 ⑨ 特定農業団体と同様の要件を満たす組織へ基幹作業を委託した者

B-10 ⑩ 収穫面積の合計が0.5ha以上である生産者(法人を含む)へ基幹作業を委託した者

B-11 ⑪ 収穫面積の合計が3.5ha以上である協業組織へ基幹作業を委託した者

B-12 ⑫ 基幹作業面積の合計が3.5ha以上である受託組織、サービス事業者へ基幹作業を委託した者

9. 添付資料

1 かんしよの生産に当たり、農業及び商業に関する法令の遵守等、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和40年農林省令第43号)第43条第2号ハに規定する諸事項について、別紙様式第1号に定める「理境と調和のとれた農業生産の実態状況に係る点検シート」により自ら点検を行うこと。点検に使用した書類は2年間保管し、機構から申請があった場合には当該書類を提出すること

2 本申請に係る対象要件を満たさなくなった場合には、速やかに独立行政法人農畜産業振興機構に本申請の取下を願うこと

3 本申請書及びその他の提出書類において、虚偽の内容で申請したことが判明した場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異議がないこと

上記の件について契約します 氏名 農畜 太郎

委任状

私は下記のとおり代理人を定め、本申請書兼補正届出書の提出以降に発生する審査結果の通知の受領、でん粉原料用いも交付金の交付申請及び受領に関する権限を委任します。

氏名 農畜 太郎

令和 年 月 日

代理人名	委任する権限(該当欄に○をつける)	
	審査結果の通知の受領	交付金の交付申請及び受領
<u>〇〇農協</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<u>〇〇でん粉株式会社</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

10. かんしよ収穫予定面積等詳細表 (面積は全て小数第2位を四捨五入して記入)

申請者の付付面積 (収穫部分に限る)	収穫予定面積		合計	ア+イ-ウ
	ア	イ		
<u>45.0</u>	<u>0.0</u>	<u>0.0</u>	<u>45.0</u>	
売渡予定工場				
<u>〇〇農協△△工場</u>				
<u>〇〇でん粉■■工場</u>				

10. かんしよ収穫予定面積等詳細表 (面積は全て小数第2位を四捨五入して記入)

任意項目	地名・地番 (地番が不明な場合は地番を欄外に記す)	用途 (でん粉=1,その他の休耕=2)	申請者の付付面積 (収穫部分に限る)	基幹作業の共同利用等又は委託を行った面積						受託者の対象生産者コード又は受託組織コード(当該コードがない場合は電話番号を番号)	収穫作業受託面積	委託者の対象生産者コード又は受託組織コード(当該コードがない場合は電話番号)
				育苗	耕起・整地	樹立・マルチ	種付け	防除	収穫			
	<u>〇〇県△△市□□□□100-1 南-A</u>	<u>1</u>	<u>10.0</u>									
	<u>〇〇県△△市□□□□100-1 南-B</u>	<u>1</u>	<u>10.0</u>									
	<u>〇〇県△△市□□□□100-1 南-C</u>	<u>0</u>	<u>20.0</u>									
	<u>〇〇県△△市□□□□200-1</u>	<u>1</u>	<u>5.0</u>									
	<u>〇〇県△△市□□□□200-2</u>	<u>2</u>	<u>10.0</u>									
	<u>〇〇県△△市□□□□200-3</u>											
合計			<u>55.0</u>							<u>0.0</u>		<u>0.0</u>

*上記記載面積が不足する場合は、別紙様式第2号 (B2) に記載すること

以下の計算式に關係する数字を記入すること

B-2のみ記入 $A + I - U = \quad a$

B-3, B-4のみ記入 $E \div A \times 100 = \quad \%$ 小数第2位を四捨五入して記入

<対象要件審査申請及び交付申請に係る個人情報取扱いについて>

独立行政法人農畜産業振興機構は、本申請書兼補正届出書の記載内容及び添付資料に含まれる個人情報を「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び関係法令に基づき適正に管理し、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金に係る交付事務及び連絡のために利用し、対象国内産いもでん粉製造事業者、農業協同組合に交付金の交付に必要な情報を提供する。農林水産省、申請者又は届出者の関係する市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者、申請者が参加(又は委託)する者、組織、団体、サービス事業者へ申請内容又は届出内容を確認するために提供する場合があります。農林水産省に、農林水産統計調査の結果を基とする関係の補正情報として提供するほか、でん粉原料用いも交付金の算定のため、必要最少限度内において提供する場合があります。なお、本申請書兼補正届出書が提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものと取り扱います。

ご自身の課税区分を確認のため、該当する区分にチェックを入れてください

該当する対象要件区分にチェックを入れてください

売渡予定工場が複数ある場合は、すべて記入してください

当年産の収穫部分のみとなりますのでご注意ください。また、記入する単位は(アール)です

地番が分からない場合は、ほ場番号も記入してください

記入内容を訂正する場合は、二重線で訂正する箇所を消し、訂正内容が分かるように記入してください

品種名で記入してください

作業を記入してください

代理人に委任する場合は記入してください

複数の代理人に委任する場合は、要件審査申請書の提出以降に発生する審査結果の通知の受領を委任する者(要件審査申請をとりまとめる者)と交付申請を委任する者(複数選択可能)をそれぞれ記入してください

売渡契約書の記載例

収入

印紙

でん粉原料用かんしょ売渡契約書（例）

甲が砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項に基づく「でん粉原料用いも交付金」の交付対象の要件を満たすことを前提に、甲が乙に売り渡す令和〇〇年産でん粉原料用かんしょについて以下の契約を締結する。

なお、本契約に基づき甲が乙に売り渡すでん粉原料用かんしょは、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第48条の表の中欄に掲げる用途に販売される国内産いもでん粉の製造用とする。

必須項目

1. でん粉原料用かんしょ品種別出荷予定数量

実際に植付けした品種を記載してください

品種名	売渡予定数量 (kg)
シロユタカ	17,500
コナホマレ	4,000
ダイチノユメ	1,500
コガネセンガン	4,500
計	27,500

- 2. 売渡規格
- 3. 売渡期間
- 4. 売渡場所
- 5. 売渡方法
- 6. 品種別かんしょ価格

必須項目

令和〇〇年〇月〇日付けで約定した、でん粉原料用かんしょの価格形成及び取引に関するガイドラインに基づき算定した品種別かんしょ価格は以下のとおり。

ただし、下表のいも販売額のうち、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合におけるでん粉原料用いも交付金相当額以外の部分に係る消費税及び地方消費税相当額は、変更後の税率により計算した額とすることができるものとする。

品種名	1トン又は1俵 (37.5 kg) 当たり価格
シロユタカ、コナホマレ、ダイチノユメ	いも販売額 〇〇〇〇 円/トン (税込)
	参考 (でん粉原料用いも交付金相当額 〇〇〇〇 円/トン)
コガネセンガン	いも販売額 〇〇〇〇 円/トン (税込)
	参考 (でん粉原料用いも交付金相当額 〇〇〇〇 円/トン)

約定に基づく品種別かんしょ価格を記載します。なお、交付金相当額との同時支払いを行う場合は、交付金相当額を参考として明記します。

必須項目

7. かんしょ代金支払時期及び支払方法

(例) 乙は、甲から売り渡されたかんしょについて、〇日分の代金をまとめ、最終原料売渡日から〇日後に以下の口座に振込むこととする。

金融機関名	▼▼銀行	支店・支所名	◎支店	金融機関コード	1234
口座種別	当座・普通	口座番号	5678	口座名義	◎●〇〇

決済方法を具体的に記載します。

※ 口座名義にはフリガナをつけること。

必須項目

令和〇〇年〇月〇日

(甲) 農畜 太郎

〇〇県△△市□□1-2-3

印

(乙) 〇〇農業協同組合 代表理事組合長 でん粉 一郎

〇〇県△△市▼▼4-5-6

印

参考 1-1

農業経営改善計画認定書

殿（様）

あなたから 年 月 日に認定申請のあった農業経営改善計画は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項（第13条第1項）の規定により、適当であると認定します。

市町村長名 (印)

認定番号： 一 号

認定日： 年 月 日

認定の有効期間： 年 月 日まで

(記載注意)

- 1 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して5-1のように記載する。
- 2 当初認定の場合にあつては、本文の「(第13条第1項)」は削除する。
変更認定の場合にあつては、表題の次に「(変更)」と記載する。

【認定の有効期間について】

翌年1月15日まで有効期間があることが必要になります。

1月15日以前に認定が切れる場合、以下のどちらかの手続きが必要です。

- ①認定を更新する場合は新たな認定書の写しを提出する。
- ②他の要件区分の条件を満たしているか確認した上で、必要書類を添えて要件審査申請書の補正を届け出ます。

参考 1 - 2

青年等就農計画認定書

殿（様）

あなたから 年 月 日に認定申請のあった青年等就農計画は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項（第14条の5第1項）の規定により、適当であると認定します。

市町村長名 (印)

認定番号： 一 号

認定日： 年 月 日

認定の有効期間： 年 月 日まで

(記載注意)

- 1 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して5-1のよ
うに記載する。
- 2 当初認定の場合にあつては、本文の「(第14条の5第1項)」は削除する。
変更認定の場合にあつては、表題の次に「(変更)」と記載する。

【認定の有効期間について】

翌年1月15日まで有効期間があることが必要になります。

1月15日以前に認定が切れる場合、以下のどちらかの手続きが必要です。

①認定を更新する場合は新たな認定書の写しを提出する

②他の要件区分の条件を満たしているか確認した上で、必要書類を添えて要件審査申請書の補正を届け出る

参考 1 - 3

認定農業者証明書

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

下記の者は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）
第13条第1項に規定する認定農業者であることを証明します。

令和 年 月 日

市町村長名 (印)

認定番号	認定日	認定の有効期間	氏名
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	

【認定の有効期間について】

翌年1月15日まで有効期間があることが必要になります。

1月15日以前に認定が切れる場合、以下のどちらかの手続きが必要です。

①認定を更新する場合は新たな認定書の写しを提出する。

②他の要件区分の条件を満たしているか確認した上5、必要書類を添えて要件審査申請書の補正を届け出る

参考 1 - 4

認定新規就農者証明書

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

下記の者は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）
第14条の5第1項に規定する認定就農者であることを証明しま
す。

令和 年 月 日

市町村長名

(印)

認定番号	認定日	認定の有効期間	氏名
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	

【認定の有効期間について】

翌年1月15日まで有効期間があることが必要になります。

1月15日以前に認定が切れる場合、以下のどちらかの手続きが必要です。

①認定を更新する場合は新たな認定書の写しを提出する

②他の要件区分の条件を満たしているか確認した上で、必要書類を添えて要件審査申請書の補正を届け出る

対象でん粉原料用いも生産者要件審査申請及び
でん粉原料用いも交付金の交付申請に係る委任状

必須項目

令和〇〇年〇月〇日

必須項目

甲：委任者名（生産者名） 農畜 太郎
住 所 〇〇県△△市□□1-2-3

乙：被委任者名 〇〇農業協同組合 代表理事組合長 でん粉 一郎
住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇111-1

必須項目

甲は、乙を代理人と定め、令和〇〇年産対象でん粉原料用いも生産者要件審査申請書兼補正届出書の提出以降に発生する審査結果通知の受領、でん粉原料用いも交付金の交付申請及び受領に関する権限を委任します。

でん粉原料用いも交付金の交付申請に係る委任状

必須項目

令和〇〇年〇月〇日

必須項目

甲：委任者名（生産者名） 農畜 太郎
住 所 〇〇県△△市□□1-2-3

乙：被委任者名 〇〇農業協同組合 代表理事組合長 でん粉 一郎
住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇111-1

必須項目

甲は、乙を代理人と定め、令和〇〇年産対象でん粉原料用いも生産者要件審査申請書兼補正届出書の提出以降に発生するでん粉原料用いも交付金の交付申請及び受領に関する権限を委任します。

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

【点検の方法】

- ① 毎年、各項目について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）の趣旨を理解し、過去一年間の実行状況を点検します。
- ② 点検は、農業経営全体の状況について行います（例えば、作目ごとに点検する必要はありません）。
- ③ 点検は、農業者自らが行き、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付します。
- ④ 該当がない項目又は実行できなかった項目がある場合には、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、当該項目に係る改善の予定などを記入します。
- ⑤ 作成した点検シート及び7の項目において保存することとした記録は、次回の点検まで保存します。

1 土づくりの励行 たい肥等の有機物の施用等による土づくりを励行する。	チェック欄 <input type="checkbox"/>
2 適切で効果的・効率的な施肥 作物特性や都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。	<input type="checkbox"/>
3 効果的・効率的で適正な防除 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせ、効果的・効率的な防除を励行する。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行う。	<input type="checkbox"/>
4 廃棄物の抑制と適正な処理・利用 作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物について、その削減に努めるとともに関係法令に基づき適正な処理を行う。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努める。	<input type="checkbox"/>
5 エネルギーの節減 省エネルギーを意識し、施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努める。	<input type="checkbox"/>
6 新たな知見・情報の収集 作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努める。	<input type="checkbox"/>
7 生産に係る情報の保存 肥料、農薬等の資材を適正に保管するとともに、生産活動の内容が確認できるよう、それらの使用状況及び施設・機械等の電気・燃料の使用状況に係る記録を保存する。	<input type="checkbox"/>
8 安全な農作業の実施 農機・車両の適切な整備・管理を行うとともに、安全な農作業の実施に努める。	<input type="checkbox"/>

チェック欄

【該当がない項目、実行できなかった項目がある場合等においてその理由、当該項目に係る改善の予定等（記入欄）】

必須項目

点検日 年 月 日

住 所

点検者氏名
(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

・本点検シートに係る個人情報の取扱いについて
 独立行政法人農畜産業振興機構は、本点検シートの記載内容に含まれる個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、甘味資源作物交付金及びでん粉原料用いも交付金に係る交付事務のために利用する。
 また、申請者の関係する市町村、農業委員会及び農業協同組合へ申請内容を確認するために提供する場合があります。
 なお、本点検シートを提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。